

案

取入印紙

業務委託契約書

1. 業務名	(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業技術支援等 CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託	
2. 業務場所	大東市教育委員会事務局教育企画室の指定する場所	
3. 履行期間	自 契約締結日の翌日 至 令和12年3月29日	
4. 委託金額	¥ — (うち消費税及び地方消費税の額¥ —)	
5. 契約保証金	金 担保 ・ 現金 ・ (円 ・ 履行保証保険 ・ 隨意契約の免除に該当)
6. 支払条件	年度ごとに当該年度の最終月までに完了した業務について、中間業務報告書及び中間業務完了届を受けて支払うものとする。 【令和8年度】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 【令和9年度】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 【令和10年度】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 【令和11年度】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円 残額については業務完了払いとする。	

上記の業務について、発注者 大東市(以下「発注者」という。)と、

受注者

(以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 大阪府大東市谷川一丁目1番1号
名 称 大阪府大東市
代表者 大東市長 逢坂 伸子

受注者 住 所
名 称
代表者

(総 則)

第1条 受注者は、頭書の業務の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者の指示により行うものとする。

(業務上の注意義務等)

第2条 受注者は、業務を行うにつき、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

2 委託業務の処理に使用する部品、補給品等が必要なときは受注者の負担とする。

(調査等)

第3条 発注者は、受注者の委託業務の処理状況について、隨時に調査し若しくは、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して、受注者に必要な指示を与えることができるものとする。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、委託業務の処理に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(委託業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者は委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務完了報告書を提出し、処理結果の検査確認を求めるものとする。受注者は、発注者の検査に合格しないときは、直ちに補修等を行い、発注者の検査を受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査に合格したときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡すものとする。

(委託金額の支払)

第7条 受注者は、前条第2項による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の支払いを請求することができる。

2 委託料の支払条件が月払の場合は、受注者は毎月分の委託料を翌月に請求するものとし、発注者は請求を受理したときは30日以内に委託金額を支払うものとする。

3 前項以外の支払条件の場合は、標記の条件により、受注者の請求に基づき発注者は30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者から延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託金額につき、延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率で計算した額とする。

(損害賠償)

第9条 受注者は、業務を実施するにつき、故意又は過失によって、発注者の財産を紛失又は毀損したときは、発注者に対し損害賠償の責を負うものとする。ただし、損害賠償金額については委託金額を上限とする。また、受注者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が受注者の責に帰さない事由により生じたものについてはこの限りではない。

(再委任等の禁止)

第11条 受注者は、委託業務の処理の全部又は大部分を一括して第三者（以下「再委託先」という）に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項に基づき委託業務の処理の全部又は一部を再委託先に委託したときは、本契約に基づき受注者が発注者に対して負うものと同様の義務を再委託先に追わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

3 受注者は、再委託先に委託した委託業務の全部又は一部を、再委託先から更なる第三者へ再委託させてはならないものとする。

4 発注者は、必要に応じ、受注者に再委託先の見直しを求めるものとする。

5 本契約が終了したときは、再委託先に対する本件業務の再委託も同時に終了するものとする。

6 受注者は、再委託を中止する場合は、発注者にその旨を事前に書面により通知するものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の委託業務の処理が不適当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項第1号及び第4号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は委託料の10/100に相当する額を違約金として発注者に支払うものとする。

3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(権利の所属等)

第13条 受注者から引渡しを受けた成果品に対する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

ただし、受注者が従前から保有していた著作権については、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者に対し、発注者が成果品を使用するために必要な範囲で著作権法に基づく利用を許諾するものとする。

(成果品の誤謬等)

第14条 発注者は、第6条第2項の規定による引渡しを受けた後、成果品について誤謬若しくは脱漏等を見ついたときは、受注者に対して相当の期間を定めて成果品の補修等を請求し、若しくは補修等とともに損害の請求をすることができる。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補 則)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。